

## 第 40 回米沢地区社会人サッカーリーグ運営要綱

- 1 主 旨 米沢地区社会人サッカーの普及とレベルアップを目指す。
- 2 主 催 米沢地区サッカー協会・山形新聞社
- 3 主 管 米沢地区社会人サッカーリーグ運営委員会
- 4 期 日 平成 26 年 5 月～10 月  
開会式：5 月 1 1 日（日）午前 8 時 3 0 分 米沢市営人工芝サッカーフィールド  
※ 各チーム 3 名以上参加のこと。（雨天決行）
- 5 参加資格 (1) 米沢地区の社会人チームとする。（大学生も含む。）スポーツ安全傷害保険に加入しているチーム。  
(2) チーム内に公認審判員（4 級以上）が 3 名以上いること。  
(3) 米沢地区サッカー協会に運営費負担金（チーム：15, 000 円、個人：700 円）、1 種委員会負担金（4, 000 円）及び山形県サッカー協会登録料（3, 000 円）を納入すること。
- 6 会 場 ○米沢市営人工芝サッカーフィールド ○最上川上流河川緑地球技場
- 7 リーグ構成 1 部制総当たり 選手の二重登録は不可。  
ただし、下記の条件を満たした時に限り、試合の成立を認めるものとする。
  - ① 事務局及び相手チームの承諾を得ること。
  - ② 相手チームに 1 人あたり 2, 000 円をその場で支払うこと。
- 8 競技日程等 (1) 組み合わせ、試合日程、審判の割当ては、リーグ事務局で作成の上、4 月 4 日の運営委員会において決定する。  
(2) 試合日程の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情の場合は、相手チーム及び審判を行うチームの了解を得て変更すること。  
(3) 割当てられた試合審判の日程変更は出来ないもので、やむを得ない事情の場合は、当該チームの責任において他に審判を依頼すること。
- 9 競技方法 (1) ルールは前年度の日本サッカー協会規則による。  
(2) 試合時間は 7 0 分とする。（5 分休憩）  
(3) メンバー表は試合開始 1 0 分前まで 3 部作成し、主審及び対戦相手チームに提出する。  
(4) 選手交代は GK を含め登録選手の範囲内において自由とする。  
※ただし、40 歳以上の選手に限り、再度の入場を認めるものとする（アウトオブプレー時）。  
(5) 次の場合は不戦敗（0 - 5）とする。（主審が決定する）
  - ① 試合開始時刻に試合成立人数（7 人）に達しない場合。
  - ② 登録していない選手が出場したとき。  
(6) 試合球は縫い合わせボールとし、各チーム持ち寄りとする。  
(7) 試合中に天候が急変し、試合続行不可能と主審が判断した場合は試合を中止し、その試合は再試合とする。  
(8) 退場及び今リーグ中通算して 2 回の警告を受けた選手は、次節の試合を出場停止とする。  
(9) 高校生の試合出場は 3 名以内とする。  
(10) 人工芝フィールド会場において、交換式スタッドは使用禁止。会場内の喫煙は、指定場所のみ可。

- 1 0 審 判 主審、副審は、審判委員会で割り当てる。
- 1 1 会場の準備 (1) 会場準備を割り当てられているチームは、試合開始時刻に間に合うように試合会場の準備を行うこと  
(2) 河川敷の会場準備チームは、運営委員長の相田昌洋宅からプレハブ倉庫の鍵、試合記録バッグ、ラインズマンフラッグを借りて行くこと。  
(3) 河川敷会場のコーナフラッグ、石灰は、倉庫に準備してある。
- 1 2 試合の記録 試合の記録は、当該試合の主審が行う。  
(チーム代表者から記録内容の確認をとること。)
- 1 3 会場の整理 (1) 河川敷会場における最終試合のチームは、グラウンド整地（レーキ掛け）を行うこと。  
(2) 河川敷会場の管理責任チーム(者)は、コーナフラッグをプレハブ倉庫に片付け、施錠を行い、鍵と試合記録バッグ、ラインズマンフラッグを相田昌洋宅まで届けること。
- 1 4 順位の決定 (1) 勝ちが勝点 3、引き分けは勝点 1、負けは勝点 0 とし、合計勝点が多いチームを上位とする。  
(2) (1) で決しない場合は、得失点差の多いチームを上位とする。  
(3) (2) で決しない場合は、総得点の多いチームを上位とする。  
(4) (3) で決しない場合は、当該チームの対戦結果とする。
- 1 5 表 彰 チーム 第 1 位～3 位 賞状、トロフィー及び賞品を贈呈。  
個人 得点王 賞品を贈呈。  
ベストプレイヤー賞(各チーム 1 名) 賞品を贈呈。
- 1 6 罰 則 下記の事項について履行しなかった場合は、運営委員会の決定により次年度リーグでペナルティを課す。  
(1) 割り当てられた審判を行わなかった場合。  
(当該チームから代替の審判に 1 人あたり 5,000 円を支払うこと。)  
(2) 試合を棄権した場合。ただし、1 週間以上前に通知した場合を除く。  
(当該チームから審判に 10,000 円、相手チームに 20,000 円を支払うこと)  
(3) 運営委員会に出席しなかった場合。  
(4) 登録していない選手が出場した場合。  
(5) その他この要綱に定めた事項を履行しなかった場合。  
**※ 上記の(4)、(5)にあたるとリーグ事務局が認めた場合は、14「順位の決定」の規定にかかわらず、最下位とする。**
- 1 7 そ の 他 リーグ運営委員会の事務局を相田昌洋宅に置く。  
連絡先 米沢市桜木町 2 - 6 4 相田昌洋 (相田製箱所)  
TEL 2 3 - 0 1 0 2  
FAX 2 4 - 2 8 5 7

※ 選手の追加登録は、任意の用紙に必要事項(氏名、年令、ポジション)を記入し、参加料 (選手 1 人 1,700 円) を添えて相田委員長まで提出すること。試合への出場は、1 週間後とする。